

## 福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 市は、中小企業者の金融の円滑化及び負担の軽減を図るため、第2条に定める補助金の対象者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象は次のとおりとし、中小企業者がその債務に付された信用保証料を福島県信用保証協会(以下「協会」という。)に対し納付した場合に交付するものとし、その額は、対象者が申込当初に納付した信用保証料に相当する額の範囲内において市長が定める額(別表1)とする。

- (1) 福島市中小企業一般融資要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者。
- (2) 福島県起業家支援保証制度要綱に基づいて資金を借受けた者のうち、福島市内に事業所を有する中小企業者。

### (申請書の様式等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福島市中小企業信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)を提出することとする。

2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 信用保証料計算書の写し
- (2) 市税の納税証明書

ただし、福島県起業家支援保証制度要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者で開業して1年以内の者等市税の納期が未到来の場合は、不要とする

- (3) 信用保証料補助金に関する情報提供承諾書
- (4) 福島県起業家支援保証制度要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者においては、福島県起業家支援保証申込書の写し

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

### (補助金等の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第5号の市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利14.6%の割合で計算した遅延損害金を徴する可能性があること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(補助金の取り消し又は返還)

第5条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 当該融資を種々の事情により早期完済若しくは保証期間の短縮をした場合等で、協会から信用保証料の返戻があったとき。

(補助金の返還及び遅延損害金)

第6条 前条により補助金の全部又は一部の返還を命じられた者(以下「債務者」という。)は、市長が定める期日(当該命令の日から20日以内。以下「履行期限」という。)までに補助金を返還しなければならない。

2 市長は、履行期限までに補助金の返還がない場合においては、当該命令した金額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した遅延損害金(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を徴するものとする。

3 前項に規定する遅延損害金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、債務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延損害金を徴収しないものとする。

(1) 他融資への借換えによる早期完済で、借換え後の借入残高がある場合

(2) 倒産、破産手続きの開始その他著しい業績不振等によるやむを得ない事由があると認められる場合

5 前項の規定に該当する債務者は、その旨が分かる書類を添えて市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項の規定により申出のあった債務者が該当事由に非該当となった場合は、非該当となった日の翌日から起算して遅延損害金を徴収するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金等から適用する。

(福島市中小企業信用保証料補助金交付要綱の廃止)

2 福島市中小企業信用保証料補助金交付要綱は、廃止する。

(遅延損害金の割合の特例)

- 3 当面の間、第6条第2項に規定する遅延損害金の年14.6%及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金等から適用する。

別表 1

適 用	補 助 額
第 2 条 ( 1 ) 関 係	信用保証料の 1 0 0 分の 5 0 ( 5 0 万円限度)
第 2 条 ( 2 ) 関 係	信用保証料の 1 0 0 分の 8 0 ( 5 0 万円限度)

令和 年 月 日

福 島 市 長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

### 福 島 市 中 小 企 業 信 用 保 証 料 補 助 金 交 付 申 請 書

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱の規定による補助金を受けたいので、同要綱第 3 条の規定により申請します。

記

融 資 制 度 名 (該当する番号に○)	1. 福島市中小企業一般融資 (保証料の 100 分の 50 補助)
	2. 福島県起業家支援保証制度 (保証料の 100 分の 80 補助)
借 入 金 融 機 関 名	
借 入 金 額	円 ( 運 転 ・ 設 備 )
借 入 期 間	自 : 年 月 日 ~ 至 : 年 月 日
信 用 保 証 料 額 (率)	円 ( 保 証 料 率 % )
補 助 金 交 付 申 請 額	円 (上限 50 万円、1 円未満切捨て)
※金融機関確認欄 借 入 金 融 機 関 名	年 月 日 金融機関名
※添付書類 備 考	信用保証決定のお知らせの写し (福島県信用保証協会発行) 市税納税証明書 (融資制度 2. 利用者は申込書の写し) 信用保証料補助金に関する情報提供承諾書の写し